

「道州制」についての所感

平成 20 年 6 月 11 日

奈 良 県

1 現在の時点では、「道州制」の効用について、多くの疑念が存在する。制度の目的、設計、効果について具体的な内容の詰めが必要。

2 道州の地方自治組織としての位置づけをどうするのか。

(1) 現在、わが国は基礎的自治体の市（政令指定都市、中核市を含む）町村、中間自治体の都道府県と国の 3 層制。

基礎的自治体と国は、どこの国でも位置づけは、比較的明確で似かよっているが、中間自治体の性格、役割は多様で、場合によってその機能は複雑、不明確であることも多い。わが国でも、中間自治体である都道府県の国及び基礎的自治体に対する理念上又は実際上の役割の位置づけが不明確である場合が多い。

中間自治体を再構成するにあたっては、地方自治組織間の役割分担を明確にすることが重要になる。

(2) 基礎的自治体の規模、能力に大きな差があるため、小さな村と道州との関係、大きな都市と道州との関係は、法律上は同じでも、実際上は異なるものとせざるを得ない。

(3) 小さな村にとって道州は遠い存在で、何のためにあるのか不明になる。

(4) 大きな基礎的自治体にとっては、メリットがない。

（韓国では、広域市と道は行政対象が重複しない。）

3 道州の機能、役割をどうするのか。地方行政組織の責任の所在が不明確にならないのか。

(1) 道州の権限機能は、法律を道州法で上書きできるようにすることから、すべての分野を包括する一方、具体的な事務は、国から移譲される一部の分野に限る広域連合と同じになる。

これによって、地方組織間の事務の重複、責任の不明確さが発生する。

住民は誰に文句を言えばいいのか、余計分からなくなる。

(2) 地方の民主主義は、より小さな自治体で可能になる。

(3) 大事なものは、国と地方組織、地方組織間の役割分担の明確さ。

(4) 小さな基礎的自治体の面倒をもっとみれる中間自治体の役割が必要。

- 4 道州制は、地域間格差を解消するのではなく、固定するのではないか。
欧州では地方分権の熱が急速に冷えてしまっている。これは、地域間競争が発生するグローバル化時代において、地域間格差を是正する役割を期待されているのは中央政府であって、地方政府ではないためではないかと思われる。(資料参照)
- 5 道州制議論は、地方が抱えている現実の問題解決のための即戦的努力の必要性から目をそらさせることにならないか。
例えば、首都機能移転の議論、顛末
- 6 年金・医療、垂直的財政調整機能（シビルミニマム交付金）、過去の借金の返済が国に残るのであれば、国の財源を移す余地はほとんどないのではないか（公共事業など見合いの税源はない）。人数ベース（地方支分部局20万人）はともかく、道州制で地方の権能が強化された場合、必要な財源はついてくるのか。
- 7 地方の活性化のために優先的に取り組むべき課題
- ① 地方組織のキャパシティビルディング
 - ② 現状においては、自治事務においても、通達その他で国の指揮監督を受けている。国と中間自治体と基礎的自治体の役割・責任を厳密に分離させることが必要。(責任の二重構造を作らない)
 - ③ 政令指定都市と道府県の行政区域の重複解消
 - ④ 県庁所在地の、地域活性化に必要な地域への移転
 - ⑤ 国と地方の役割・責任の分担を確定する行政組織（フランスに例）の設立
(フランスの地方行政委員会は、上院議員、地方議員、地方の首長、担当大臣などで構成し、関係法令の条文ごとの審査を行う。)
 - ⑥ 参議院を、地方権益を代表する組織に変革